

嘉永四年版本『大塔物語』に見える鷹の良相の言説をめぐって

二本松 泰子

はじめに

日本の中世史において、応仁元年（一四六七）に京都で勃発した応仁の乱は戦国時代の嚆矢とされるのが一般的である。しかし、それ以前にも足利幕府の権威を失墜させ、いわゆる戦国時代を誘発するような戦乱は日本各地で発生していた。たとえば、応永七年（一四〇〇）に信濃国で起きた大塔合戦もそのひとつである。この合戦は、幕府から信濃守護職に補された小笠原長秀が、村上氏をはじめとする信濃国の有力国人領主や大文字一揆と武力衝突して敗北した争いである。この合戦の翌年、敗戦後に京都に逃げ帰った長秀は信濃守護職を解かれ、信濃国は幕府の直轄領となった。その結果、同国では多数の国人領主たちが発生し、拮抗するようになった。

『大塔物語』は、この応永七年に勃発した大塔合戦の顛末を描いた物語で、いわゆる後期軍記に分類されるものである。続群書類従第二十一輯下にも所収されていることから、早くからその存在が知られてきた。その続群書類従所収本の底本である嘉永四年（一八五二）版本の本奥書と跋文には、同書が成立した状況と出版された経緯が詳しく説明されている。まずは、当該書の本奥書を以下に挙げる（句読点は私意に付した。以下同じ）。

大塔物語了

文正元年丙戌應鐘上旬、諏方上社栗林五日市庭閑室而寫之。文字可多誤候。後見憚入候者也。堯深法師七十一才、吉モ惡モ後代之形見也。念佛一返所望也。

これの物語の一卷は、おのかぬりこめの蠹やはんとて取出したる物々の中の一つにして、かつ讀て、いまたをはらさりしころ、成澤寛經とひ來て、あるかたちをつはらに見て、いひけらく、これ此事ありしより七十年はかりのほとにうつしとれるにてそ有つらむ。はた後人のさかしらせしものとしも見えねは、今にしてはそのはつ子たち、遠つ祖のことのあと考むたつきの正史とこそおもほゆれ。故、猶讀こなしなむものをと、はたこにをさめてもていにき。かくて此ほと、原昌言にあとらへて、文字のさま違へすうつし取しめ、板彫人ゑらせてすり卷となせりとそ。これか末つかたに一言をと、とひおこせぬ。おもはさりき、かゝるおもひよりあらむものとは。よしや、さはれいなみいふへくもあらねは、そのよし一くたり書そへつ、

嘉永の四年といふとしのきさらき金刺の信古

（長野県立歴史館所蔵『大塔物語 古摹本 嘉永四刊成沢寛經影写本』¹）

右掲の記事によると、文正元年（一四六六）の丙戌の年の應鐘（陰曆十月）上旬に諏訪上社の栗林五日市庭の閑室にて七十一歳になる堯深法師がこの本を写したという。この「栗林五日市庭」とは、先学に

よると、現在の茅野市ちの横内の地に比定され、「諏訪上社栗林」という表現は栗林郷が諏訪上社領であったか、もしくは上社の撰社・末社があったことを示すのではないかと推測されている。^③なお、「閑室」の具体的な場所や「堯深法師」については未詳である。

このような本奥書に続く跋文は、文末の記載によると嘉永四年二月に諏訪下社武居祝家の金刺信古が記したものとされる。この跋文によると、信古が家蔵している本書を成澤寛経が見出し、原昌言に依頼して出版するに至った経緯が説明されている。ここに見える成澤寛経とは上田城下原町の呉服問屋、原昌言は上田藩領上塩尻村の名主を務めた人物である。金刺信古と合わせていずれも平田国学の門人というつながりがある。

また、嘉永四年版本『大塔物語』には序文も掲載され、それを執筆した加藤維藩もまた上田藩士（儒学者）であった。以上のような嘉永四年版本『大塔物語』をめぐる人物たちの地縁を考えると、同書は幕末において信濃国の郷土史的な書物と見なされていたことが推測されるよう。

現代においても、『大塔物語』は文学作品ではあるものの、一次的な記録による情報量が少ない大塔合戦の詳細な経緯を伝えることから、地方史・郷土史の分野で歴史史料に準ずる扱いをされている。^④ただ、『大塔物語』の史料価値についてはいまだ不確定な部分が多く、同書の記載内容をすべて史実として扱うには慎重を期すべきであろう。ところで、上述したように、嘉永四年版本『大塔物語』跋文によると、同書は文正元年に諏訪上社の栗林五丁目庭の閑室で写され、さらにはそれが幕末に下諏訪の武居祝の家伝来し、上田藩内の文人たちのネットワークによって出版されたとする。このように嘉永四年版本『大塔物語』は、伝本の伝来やその出版に信濃国の地縁が深く関わっ

たとされることから、その一つの特徴として、地方（信濃国）ゆかりのいくさ物語」としてのアイデンティティを主張していることは指摘できよう。

佐倉由泰氏はそういった視点を含む『大塔物語』の特徴を明らかにするべく、本文の精査を進めた成果を提示している。^⑤すなわち、佐倉氏によると『大塔物語』は「由緒ある詞を取って付けて生かせるほどに水準を高めていた」室町期の真名をめぐる高度な文化環境と学問環境によって生み出されたもので、地方の軍記と言いつながら地方色がないのはこういった「真名表現が知のグローバル化」を促す役割を持っていた所以であると言う。^⑥

本稿もまた、このような佐倉氏の研究成果に導かれて、室町期の文化、学問に支えられて成立した『大塔物語』の本文の特徴について考察するものである。具体的には、『大塔物語』の前半部において小笠原長秀が善光寺入りする際の行粧の様子を記した部分に注目する。というのも、この部分には鷹書と関連性のある本文が確認でき、文学作品と伝書の本文が交錯する重要な事例だからである。

このような『大塔物語』の本文と極めて近い関係の鷹書を具体的に明らかにすることは、佐倉氏の指摘する「地方色を持たない地方の軍記」が創出された「文化環境、学問環境」^⑦の新たな一面を提示することになる。ただし、このような考察結果は、佐倉氏による『大塔物語』の研究成果の上に薄皮一枚をかぶせるような微々たるものに過ぎない。しかしながら、視点を変えて鷹書の文化的意義について着目するならば、こういった文芸作品との関わりを示す事例は、鷹書の有する書物文化の特性を明らかにする手がかりとして有用である。

そこで本稿では、『大塔物語』の本文と鷹書との関係性を分析し、先述した佐倉氏の研究成果にささやかな補足を加える一方で、鷹書が

有する文芸的な具体相を明らかにすることを目指す。それによって、中近世に成立した鷹書をはじめとする伝書類が、同時代の作品に見える文芸伝承の言説を産み出す営為を支えた実相について、その一端を提示するものである。

一 『大塔物語』に見える鷹の良相の言説

『大塔物語』によると、幕府から信濃国の守護職を安堵された小笠原長秀は、応永七年七月に京都を出立して信州佐久郡に到着した。その地でまずは信濃国の守護職に補任された由を周知した後、善光寺入りを果たす。物語では、その時の多彩で華やかな行粧の様子を詳しく描いているが、それは後に大文字一揆の人々に追い詰められた小笠原勢が大塔の古要害に馳せ籠って凄惨な戦いを強いられてゆく姿と対照的である。

先述したように、本稿では、そのような『大塔物語』に見える長秀の行粧の叙述から、鷹書と関連性のある本文を取り上げる。その本文については、これも先に確認したように、「地方（信濃国）の軍記」としての『大塔物語』の特性を重視することから、嘉永四年版本『大塔物語』を考察対象とする。まずは同本に描かれた長秀の善光寺入りの場面の説明として、佐倉氏の分類案を以下に引用する。⁸

- ① 鎧韓櫃、長杖等百合計り、さまざまな毛色の馬五十疋計り、さまざまな弓矢を持つ者百人、金銀の蛭巻をした朱柄の鎧を持つ者百人、さまざまな筒丸を着て白柄の長刀を持つ者百人の登場
- ② 真黒鶴毛の名馬の登場
- ③ 中間童子五六十人、家子、若党三十余人、輿に乗る長秀、輿を昇き上げる力者七八人と下部十余人の登場

- ④ 「洛中」の「名仁」、頓阿弥の登場
 - ⑤ 一族、外様の人々二百余騎と、中間、力者、小童の登場
 - ⑥ 白生の名鷹の登場
 - ⑦ 見物の人々等の登場
 - ⑧ 善光寺に入った長秀の来訪者への応対
- このうち、本節で取り上げるのは⑥「白生の名鷹の登場」の本文である。そもそも右の①～⑧の本文については、すでに佐倉氏が嘉永四年版本『大塔物語』の本文の翻刻・訓読・現代語訳および「(真名本文をめぐる) 知の系脈を探る」ことを目的とした詳細な注釈が提示されている。⁹ そのうち、⑥の本文については、「不可解でなじみのない」内容として、江戸中・後期の国学者である屋代弘賢が編纂した『古今要覧稿第六』「人事部放鷹一」に引用される「基房聞書」等の記述に近似していることを指摘しつつ、それ以上の注釈は現段階では困難であるとすする(『基房聞書』と称する鷹書は管見において現存しない)。本稿では、このような『大塔物語』の該当箇所を改めて読解するため、モチーフごとに番号を付した本文を以下に挙げる。

其次ニ居タル。鷹ノ相好ハ者極メテ白生ニシテ¹。鷹ノ頭ハ清ヤトシテ似ニ秋ノ月ニ²。眼ハ如ニ明カナル星ノ³。頭ラ者ニハ戴キレ盤ヲ⁴。頸ニハ懸ケテ持経ヲ⁵。覆ノ毛ハ家門刺シレ庇ヲ⁶。青長ク⁷。頤薄ク⁸。肩ハハ腕々トメ而海中ニ如ニ⁹。ツノ岩シ指出タルカ¹⁰。岩ノニハ白毫ノ月明ニ而三四之毛細ク威光ハ如シ¹¹。大家ノ¹²。背ノ似タリニ石難山之流ニ¹³。ノ毛ハ通シレ¹⁴。亂レ鼻ニハ立針ヲ¹⁵。亂レ糸ニハ浪ノカ¹⁶。重錢破リレ鈴ヲ¹⁷。ノ毛ハ通シレ¹⁸。亂シニ練糸ヲ¹⁹。羽前ヲハニ亂翠之下ニ²⁰。翡翠ノ毛ハ隠シレ爪ヲ²¹。七並ノ胡録ノ毛ハ厚ク重テ如ニ椿ノ毛²²。股ニ長キ毛無ク²³。短クシテ²⁴。近來ノ名鷹

譽^{ルモ}レ之ヲ猶^レ不^{ルカ}レ足

(長野県立歴史館所蔵『大塔物語 古摹本 嘉永四刊成沢寛経影写本』)

先述したように右の場面は、小笠原長秀が信濃一国を治めるべく、善光寺入りした際の華やかな行列の様子を描いた一部である。行列に参加した人々の美麗な姿を述べたあとに登場した白生の名鷹の優れた良相を列挙している。その内容は、鷹の部位の名所について比喻を用いて賞賛するといったもので、微に入り細を穿った表現で長秀の愛鷹の優れた様相を叙述している。しかしながら、やはり佐倉氏の言うように一般的な古典文学作品の文章表現としてはあまりなじみがないものと言えよう。このような右掲の本文に見える各モチーフとその概要は以下の通りである。

- 0, 鷹の相好^レ白生(正しくは白斑。羽に白い斑文様が入っている)の鷹である
- 1, 頭^レ清々として秋の月に似ている
- 2, 目^レ明星(金星)のようである
- 3, 頭^レ盤をいただいているようである
- 4, 首^レ持絛を懸けているような様子(持絛毛という文様)である
- 5, 目覆いの毛(目の上の毛) ^レ家の門の庇が差し掛かっているようである
- 6, 髻^レ根元の青いところが長い様子である
- 7, 顎^レ薄い様子である
- 8, 肩^レ蜿々として(うねうねと長く続いているさま)海中に二つの岩が差し出ているようであり、さらにその岩のはざまに白毫の月明かりのような三四の毛(未詳)が細い様子で、その威光は大家の

ようである。

- 9, 背^レ石難山の流れ(石難山は未詳であるが、鷹の背中を山川の流れに喩える言説は鷹書に散見する)に似ている
 - 10, 呉羽取(鳥)の毛(鷹の肩より少し下にある毛) ^レ伏綾(佐倉氏によると「美しい浮線綾(浮き織りの文様を描き出した綾)」¹⁰⁾の模様をたんだ様子である
 - 11, 狭衣の毛(鷹の尾の付け根あたりの毛) ^レ波が漂っているようである
 - 12, 重銭羽(鷹の背中の中にある羽) ^レ鈴が割れている様子である
 - 13, 保翔の毛(鷹の太ももの付け根あたりの毛) ^レ鞆(鷹を腕にとまらせるときに用いる革製の手袋)を貫くほどの様子である
 - 14, 乱鼻(鷹の鼻の穴の周囲にある毛) ^レ針を立てたようである
 - 15, 乱糸(鷹匠の小臂の折れ屈んだところ(臂を曲げた部分)に当たる鷹の毛。縫上の毛ともいう)¹¹⁾ ^レ練糸(生糸を精練したもの)を乱したようである
 - 16, 羽先^レ乱翠(鷹の尾の裏にある白い毛。尾すげともいう)¹²⁾の下に納めている
 - 17, 翡翠毛(鷹の尾の上の毛。鷹絛弁疑論では尾すげとも)¹³⁾ ^レ爪を隠している
 - 18, 七並びの胡籙の毛(未詳) ^レ厚くかさなって椿の葉の毛(未詳)のようである
 - 19, 股^レ長い毛は無い様子である
 - 20, 脛^レ短い様子である
- このような鷹の良相の叙述は、中近世に流布した鷹書に記載されるモチーフの中では必須レベルで叙述されているものの、対象となる鷹

の部位やそれを表現する定型句についてはテキストごとに異同がある。そのため、右記のような『大塔物語』の叙述をめぐる文化的位相にアプローチするためには、こういった鷹書に見える鷹の良相の叙述について、テキスト間の系譜を辿りながらその特徴を確認してゆく必要がある。

そこで、まず注目すべきは『新修鷹経』と称する三巻からなる鷹書に見える鷹の良相の叙述である。同書は、一条良基の著とされる『嵯峨野物語』によると「又嵯峨天皇ここにこのませ給けるとて弘仁二年に新修鷹経を鷹所へ出さる」とあり、嵯峨天皇の勅命によって弘仁二年（八一二）に主鷹司に提出されたものという。群書類従の「鷹部」に所収されていることから、相対的に早くからその存在が知られていたものである。

しかしながらこのような『嵯峨野物語』が伝える『新修鷹経』成立事情の真偽についてはいまだに確証はなく、江戸時代後期の国学者である伴信友の随筆の『比古婆衣』『新修鷹経』にも「新修鷹経は。嵯峨天皇の御製なるを。いまだ其由を記せるものを見ず」と記されている通りである。

その一方で、『日本国見在書目録』¹⁶ 卅六「五行家」に「新修鷹経三」という記録が確認できる。同書は、寛平三年（八九一）頃に勅命を受けた藤原佐世が勅命編纂した日本最古とされる漢籍の目録である。ただし、記載されている書物の中には国書も混入していることが指摘されている¹⁷ことから、ここに見える「新修鷹経三」について、前述の『嵯峨野物語』や『比古婆衣』が主張する嵯峨天皇ゆかりの鷹書に比定する説もある¹⁸。こういった先学の説の正誤や、あるいは同書が国書か漢籍なのかはさておき、『日本国見在書目録』に見える記事によって、少なくとも平安時代前期の日本ではすでにこの『新修鷹経』が存

在していたことが確認できよう。すなわち、現存する日本の鷹書のほとんどは中世以降のものであることから、『新修鷹経』は、相対的に古い時代のテキストであり、「日本最初の鷹書」と見なされることも首肯される。それならば、鷹書に見える鷹の良相のデフォルメ的な本文を確認するには、まずこの『新修鷹経』を参照すべきであろう。ところで、この『新修鷹経』は、上巻において良相をはじめとする鷹の「形相」に言及し、中巻で「調鷹」（鷹の飼育法）、下巻で「療治」（鷹の傷病の治療法）についてそれぞれ述べている。そのうち、『新修鷹経』上巻の目録は以下の通り。

新修鷹経上目録

形相

相別體法附羅鷹

良鷹傍體圖

同背體圖

醜鷹體圖

蔓菁鷹體圖

隼鵠體圖

相鷹大體法附醜鷹二段ノ鷹

相隼鵠法

同對體圖

同軒蒼體圖

三段鷹體圖

鳧居鷹體圖

（刊本『群書類従三五六』所収『新修鷹経』、国立公文書館内閣文庫所蔵）²⁰

この目録に見える通り、『新修鷹経』の上巻には、鷹の良相のみならず、醜鷹の形相についても説明されている。また、「良鷹傍體圖」以下の八項目は鷹の部位について絵図を伴う解説をしている。その内容は、かなり詳細に鷹の様相を説明しているが、前掲の『大塔物語』に見える0, 1, 20, のモチーフに類似する叙述は2, の鷹の「目」についてのみである。具体的には、『新修鷹経』上巻「相別體法附羅鷹」

において「眼光清利如三星」²¹という叙述が見える他、『新修鷹経』上巻「良鷹傍體圖」に付せられた解説の文言に「眼光欲下清利如三星」²²星「靜而不轉視」物如「對」とあり、いずれも『大塔物語』の叙述と近似している。しかし、それ以外の言説では両書において類似する部分は確認できない。『新修鷹経』に見える鷹の良相の言説は『大塔物語』のそれとは別系統の異伝とも言うべきものであろう。

このような『新修鷹経』を規範として成立したとされる『鷹経弁疑論』という鷹書がある。刊本の『統群書類従五百四十一上・中・下』に所収されている他、各地に多数の写本が現存している。その多くの伝本では、奥書に文龜三年（一五〇三）の年紀と「持明院基春」の名前が見えることから、従来、『鷹経弁疑論』を室町時代に能書で著名な持明院基春の著作と見なされることが多かった。が、近年では、基春の著作とする説について疑問視する指摘も提示されている。たとえば、『蒙求臂鷹往来』という往来形式の鷹書の十二月復の条には、貸借された鷹書類のひとつとして「辨疑論三卷作頼房」²³と見える。このように『鷹経弁疑論』の作者として「頼房」という人物を比定する情報が近年、有力視されている。すなわち、国立公文書館内閣文庫所蔵『鷹之書』（分類番号一五四―三六八）は、その本奥書に「元龜元年（一五七〇）六月日徳九志摩入道宗養在判」と見える鷹書であるが、同書の序文によると、『鷹経弁疑論』の作者を松田頼房と記し、その頼房の鷹術を但馬・備後の守護大名である山名誠豊が相伝したと記している。²⁴

この「松田頼房」については、三保忠夫氏によると『蔭涼軒日録』文明一八年（一四八六）六月八日の条（拜賀奉行）・延徳二年八月晦日の条（奉行）に見える『松田左衛門大夫』か、あるいは、その子か。また『丹後松田系図』（榎原雅治氏「新出『丹後松田系図』および松田氏の検討」〈『東京大学史料編纂所研究紀要』、第四号、一九九四年

三月）に見える『松田十郎左衛門尉頼房』に関わりある人物か。」²⁵と推測されている。

このような内閣文庫所蔵『鷹之書』について、山本一氏は「同書の（）奥書にある元龜元年を書物としての成立下限」とし、「おそらくそれに近接する時期に、但馬国山名氏に仕えた鷹の家である春木家の春木豊重という人物の知識を、まとめたもの」と推測している。²⁶

ちなみに、『蒙求臂鷹往来』は、宮内庁書陵部所蔵の写本²⁷に見える奥書によると、松田宗岑（明応三年（一四九三）〜永祿二年（一五五九）が息女の問いに答えた書物とされる。この松田宗岑とは、幕末の故実家である栗原信充の随筆である『柳菴雑筆』巻第二によると、朝廷の内膳司に属する御厨子所に仕えた鷹飼の下毛野氏の弟子とされる人物という。このような松田宗岑を史実上の人物に比定するにはさらなる検討が必要であるが、少なくとも『蒙求臂鷹往来』は、下毛野氏や室町幕府奉行人を世襲した諏訪貞通の鷹術に言及している叙述が見えることから、同書が室町後期をイメージした事象を話題にしていると判断できる。そして、この時期は『鷹経弁疑論』の本奥書に見える文龜三年と近い。『鷹経弁疑論』の著者が不確定である以上、文龜三年という年紀を含む同書の成立時期についても慎重な判断を要する。しかしながら、現存する『鷹経弁疑論』の写本の多くに文龜三年の年紀が見えることから、同書が室町後期の鷹書であるというアイデンティティを持つことは認められよう。

すなわち、『鷹経弁疑論』と『蒙求臂鷹往来』には共通した時代背景（＝室町後期）の認識があり、そういった近い関係性（＝共通する時代性）から『蒙求臂鷹往来』が『鷹経弁疑論』の著者に関する情報を記載するに至ったと稿者は予想する。少なくとも、内閣文庫所蔵『鷹之書』の序文に『鷹経弁疑論』の書名が見えることから、同書が

室町後期には存在していた鷹書であることは確認できよう。

一方、江戸時代前・中期の有職故実家である壺井義知が書写したとされる宮内庁書陵部所蔵『鷹経辨疑論』（函号一六三―二二四）の識語には以下のような文言が見える（句読点は私意に付した。以下同じ）。

嗟朝廷新修鷹経、是相鷹鵠之法及調養療疾之良肩也。而弘仁九年下賜之於主鷹司底令掌焉。今此鷹経辨疑論者、和解彼鷹経之難塞而為、問答辨析其疑滯且加載

とある。これによると、『鷹経弁疑論』は前掲の『新修鷹経』を解釈するために問答形式にしてわかりやすくしたものであるという。

そもそも『鷹経弁疑論』は『新修鷹経』を出典と明記した引用文を複数個所に掲載している。『鷹経弁疑論』が『新修鷹経』の影響を直接的に受けていることは断言できる。注目すべきは、このように『新修鷹経』の系譜を引く『鷹経弁疑論』において、『大塔物語』に見える鷹の良相と類似する叙述が確認できることである。該当部分は二か所あり、その一つ目は冒頭に見える序文で、二つ目はそれに続く鷹の良相の図説の文言である。

そこで、まずは以下に『鷹経弁疑論』の序文の本文を挙げ、『大塔物語』と近い記述の部分を□で囲い、それに該当する『大塔物語』のモチーフを前掲の0、1、20、の番号で示す（割注は□で示した。以下同じ）。

夫鷹者瑤光星ノ精氣ナリ。サレバ衆鳥ニ異ナリ五常ヲ備ヘタリ。譬バ春鳩トナルハ是仁ナリ。秋戮ヲ行ハ義ナリ。食スルニ先ヲワスレヌルハ敬ナリ。誅スルニ強ヲサラザルハ勇ナリ。遠ク物ヲ見ル事ハ智ナリ。蓋聞ク、鷹ヲ放チソメシ事ハ天竺江南國ノ王雪山ノ麓ニテ放始タルナリ。十一月三日申ノ時ニ、大善道ト云野ニ出給ケルニ、0、文ナル鷹ノヲ得タリ。其相形ニ曰、2、

眼ハ明星ノ如ク、1、頭ハセイクトシテ秋月ニ似タリ。背ハカレクトシテ鷲ノ山ヲイタ、イタルニ異ナラス。8、肩ハハシクトシテ海中ニ石サシ出タルカ如シ。足ハ側ヨリ見ルニ呉

竹ノ節ヲ並タルカ如シ。9、背ハ山ノ流タルニ似タリ。是鷹ノ王也。長瑞ト云者、紅梅ノ鞞。紅ノ卷上ノ糸ニテ鈴着テ田ニ出タリ。又摩訶陀國ニテ盛戒大聖世尊、衆生ノ心散乱不同ナレハ、好ムニ應シテ當リニ得サシメンカタメナリ。此道ヲ學ン人ハ、造次ニモ諸行ハ無常ナリ。是レ生滅法、煩惱菩提、生死即涅槃也ト觀スルハ、標月ノ指邪正一如ナル時節アリ。截 葭 タル峯ニ至テ、鷹ヲ臂ニシテ風度起鳥ニ抛ツ時ハ、南泉猫ヲ斬モコ、ニアラズヤ。又諏方大明神ハ業盡有情、雖放不生、故宿人中、同證佛果ノコトハリヲ以テ鷹ヲ翫玉フ。仲尼謂事アリ。釣スレドモ網セズ。ヨクスレトモ宿鳥ヲ射ス。又湯王ハ三方ノ網ヲ開キシゾカシ。如レ此ノ理ヲシルヲ此道ノ上智トモ云。サレバ和漢鷹術ヲ學フ人多シト云トモ、後周ノ魏收宿其名ヲ得タリ。吾朝ヘハ神代ニモ一度ワタル。人皇十二代景行天皇ノ御宇ニモワタリシカレトモ術ヲシラズシテ鳥ヲトラス。爰ニ十七代仁徳天皇ノ御宇始テ〔世ニ去十六年ニ摩訶陀國ヨリ越前ノ國敦賀ノ津ニ著其ノ名ヲ駿王鳥ト号。鷹飼勾陣。米光ト云。米光ト云。如クニテ大霰ノ紋ノ付タル赤キ物ヲ著テ下ニモ黒キ指貫ヲ著タリ。帽子ヲラス時ニ公卿詮議有テ其人ヲ選ミ、藏人政頼、勅ヲ奉テ彼津ニ行向ト。アルモノハ不相應歟〕鷹術ヲ傳シヨリ以来、代々ノ聖主是ヲ賞シタマヒテ、禁野片野ノ御狩、宇多川芹川ノ逍遙タル事ナシ。然ラ今鷹改廢リ其術ヲ亡シテ、異端ノ説繁多也。是以或問ヲタテ得失ヲ記シ、掌飼ノ奥旨ヲ述テ鷹経辨疑論ト号ス。

【図版②】



上記の①～③の図説の文言を以下に示す。順不同。

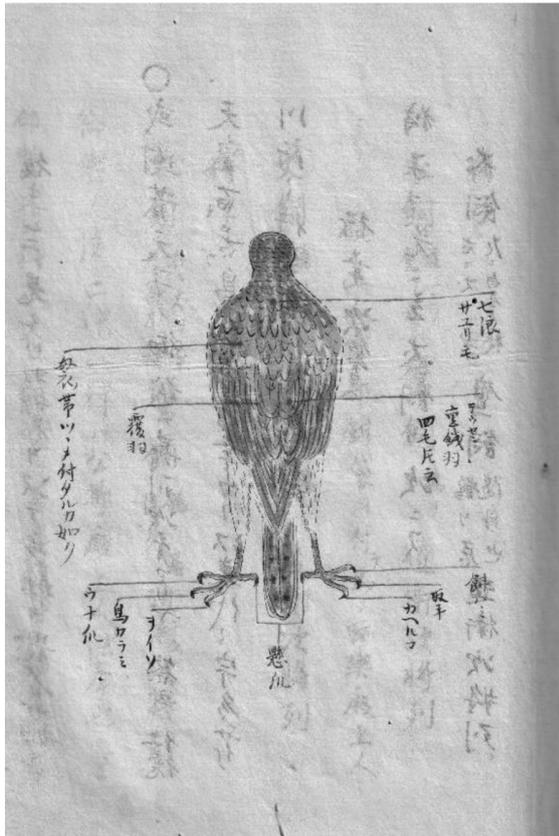
【図版①】

松原毛 檜原毛 4, 持経毛 10, クレ羽鳥毛 又羽クサヒ共云
 頸ニハ袋ヲ懸ヨト云 17, ヒスイノ毛 尾スケ共承尾共云 モキカ
 ケ懸爪共 6, 突金アオ觜 14, ランヒハ糸ヲミタセ 眼門 シト、
 毛 カネツケ毛 シルシノ毛 衣毛ハホヲカケヨト云 13, ホウシ
 ヤウノ毛タカタヌキヲ通 又ホウキヤウ共云ナリ 鱗次又カンキ形
 ウチ爪 トツスヘ カヘルコ

【図版②】

11, サコロモノ毛 疾痢ノ骨 ノ羽 愁ノ毛 羽轅 ツ
 羽凌風 七ツ羽 ナラシ羽 忘羽 風キリ

【図版③】



【図版③】

七浪 サユリ毛 12, 重銭羽 四毛トモ云 餌ハミ 取手 カヘ
 ルコ 懸爪
 母衣ノ帶ツ、メ付タルカ如ク 覆羽 ライツ 鳥カラミ ウチ爪

右掲のように、『鷹経弁疑論』に見える図説における九つのモチー
 フが『大塔物語』と類似する。ただし、前出の序文同様、そのモチー
 フを説明する表現や語句については異同が見られる。

以上のように、『大塔物語』の鷹の良相の叙述は『新修鷹経』に見
 えるそれとはまったく異質な言説である一方で、『新修鷹経』の系譜
 を引く『鷹経弁疑論』とは相対的に類似していることが確認できた。
 先述したように、『新修鷹経』は平安時代の鷹書であるのに対して、

『鷹経弁疑論』は室町後期のテキストである。翻って、嘉永四年版本『大塔物語』もまた、本奥書に堯深法師が文正元年に同本を書写した経緯を記しているように、室町後期の文事的営為と関わる事を主張する書物であった。

本稿では、このような『大塔物語』と『鷹経弁疑論』に見える鷹の良相の言説が類似している要因として、両書に共通する時代性(＝室町後期)が関係していることを予想する。そこで、次節において『大塔物語』と同じ室町後期に流布した他の鷹書を取り上げ、そのテキストが記載する鷹の良相の言説との比較検討を試みる。

二 室町後期の鷹書に見える鷹の良相の言説

前節で触れた『蒙求臂鷹往来』に登場する諏訪貞通は、『諏訪大明神画詞』を著した諏訪円忠の六代目の子孫にあたる。この貞通をはじめとする円忠の末裔の一族は代々室町幕府奉行人を務め、諏訪大社上社の大祝を世襲した信濃国諏訪郡の領主である諏訪氏と区別して先学の研究では京都諏訪氏と称される。

さて、『蒙求臂鷹往来』七月条によると、この貞通が京都の諏訪社の御射山祭で鷹狩りを行うことに言及している。実は、貞通は室町後期の年紀を持つ鷹書と関わる人物でもあった。すなわち、永青文庫(細川家旧記)『和傳鷹経上・下』(函号一六三一一〇六一)の上巻の奥書には「右鷹書依上意所令書写進上之如斯/明應五年^{丙寅}閏二月日/前信濃守神貞通奉」(三十五丁裏)と見え、下巻の奥書には「右鷹書依上意所令書写進上之如斯/明應五年^{丙寅}閏二月日/前信濃守神貞通奉」(五十三丁裏)「宝曆十一年辛巳以宇土之書寫之」(五十四丁表)と記されている。ここに見える本奥書によると、上巻・下巻ともに明応五

年(一四九六)二月、室町将軍の上意によって「信濃守神貞通」が同書を書写し進上したものである。この「信濃守神貞通」とは諏訪貞通を指す。実際に貞通が鷹狩り(贅鷹の神事)を実施したか否かはともかくとして、彼が京都の諏訪社において御射山祭に関わっていたことは事実として確認できる。たとえば、『後法興院記』長享元年(一四八七)七月二十七条によると、貞通が近衛政家に諏訪社の法楽和歌を勧進した由が確認され、同じく『常徳院殿御集』長享元年七月二十七条にも將軍足利義尚に貞通が諏訪社法楽和歌を勧進している旨が記載されている。さらに、『実隆公記』延徳元年(一四八九)七月二十六日条には貞通が上原豊前守賢家等とともに三条西実隆に諏訪社法楽和歌の勧進をしている記事が見える。これらの記事に見える法楽和歌は、七月二十七日を祭日とする諏訪社の御射山祭に合わせて奉納されたものである。

かつて諏訪社では、このような御射山祭の一環として鷹狩り(贅鷹の神事)が実施されていた。それならば、貞通が鷹狩りの伝書である『和傳鷹経』を写して將軍に進上したとする同書の奥書には現実味がある。そもそも『和傳鷹経』以外にも、奥書に貞通の名前が見える鷹書が現存している。ひとつは名古屋蓬左文庫蔵『鷹百首和歌』(目録番号129・61・14)で、もうひとつは天理大学附属天理図書館蔵『鷹聞書少々』(請求記号七八七 イ七)である。前者は文明十九年(一四八七)の書写年紀と貞通の名前が併記され、後者は『和傳鷹経』と同じく明応五年の年紀と貞通の名前が見える^{③)}。こうした貞通の文事活動の一環として、室町後期に『和傳鷹経』が書写されたと推測するものである。

そのような『和傳鷹経』の上巻に『大塔物語』の鷹の良相と類似する言説が三か所確認できる。一つ目は「序」(第一条)、二つ目は「鷹

相形事」(第九条)、三つ目は「良鷹相事」(第十条)である。

そこで、まずは一つ目に該当する『和傳鷹経』「序」(第一条)の本文を以下に挙げる。その本文において、『大塔物語』と近い叙述部分を□で囲い、それに該当するモチーフを前節の0、1、2の番号に対応させて示す。

・序

・鷹ハ是人倫の事にあらず。摩伽陀國の威戒大聖世尊の謀、衆生の心不同にして其儀まち／＼なる間、好に随ひて心をよろこハしむ。夫、罪の軽重、生死無常の理さためかたし。しかれハ、生者必滅、會者定離の理、煩惱即菩提生死即涅槃ならハ、諸法の玉位何を好むも法ならずといふ事なし。抑鷹を仕ひ始めし事ハ、摩伽陀國の威戒かうなる國の王、鷹を好給ふと云。爰に治用元年十二月三日申の時に、さうしやう国と云國王、殿上神達部鷹狩に出て仕ハせ給ふ事ありき。雪山と云山の麓にてつかひ始めたりき。其墅の名をハ大善道と云。此墅にて0、**白府なる大鷹きは**

めて羽のはやき餘の鷹に勝たり。

2、眼は明星のことし。

1、

頭はせひ／＼として秋の月に似たり。

御はしハくれ／＼として

鷲の山をいたゝきたり。 **8、肩ははん／＼として海の中に二の**

岩のさし出たるに似たり。 **うはの毛はくれ竹のふしをならへた**

るかことし。 **9、背は難山のなかれに似たり。** **是鷹の王とす。此**

鷹を、長瑞といふハ紅桜の鞆にて紅の卷上の糸にて鈴さして此墅に出たり。國王、御覽して榮花にほこりてあひし給ふほとに、鷹おもハさるに手よりおちて、羽をひろけてしなんとす。國王、御覽して興をさまし、思召時に、ある神國の夫人餘て申やう、此鷹の病ハ万病治けといふと申けり。其時、國王、此病をしるなら

は、命をつきてまいらせよと宣旨ありしに、此夫人、宣旨ならハ承りぬと申て、錦の袋より薬を出して鷹の目にみちんはかりぬり、上にもそ、き、口にもぬりけれハ、本のことくすみやかに見へたり。其時、國王、抑なんちか薬ハいかなる薬か、との給ふニ、夫人、承て云、大海の内にはころうかと申、十善の内にはあかた薬と申、しからハ此薬のほんせいをたへ申へし。昔は長生殿の裏にて宣旨七度返し申。中比かひら城の裏にて五度かへし申し、かとも、今の夫人、宣旨にしたかひ申へし。てんごうには、さる國を給ふへしとのたまひけれハ、夫人、宣旨重ねたまはらす共、帝王の仰に従ひて、彼薬のほんせいを申へし。大海の内には九穴のあはひのほそわた、うさきの目、是をもて鷹の万病を治する薬とす。末代悪世にいたるまで鷹を好まん衆生は、此本せひをあふひて仕へし。大威は蘇用元年正月三日末の時、左竜王籬の前に来てつかふ。是をもて鷹の始とす。夫よりつたハりて一千八百余年なり。

右掲の叙述は、前節で挙げた『鷹経弁疑論』で引用されている鷹の薬飼説話をより詳しく述べたものである。『鷹経弁疑論』では、抄出した本文となっていたため文脈の取れない部分があったが、右掲の『和傳鷹経』はかなり整合性のとれた明瞭な内容となっている。このような『和傳鷹経』の叙述によって、当該の鷹の薬飼説話の筋立てを確認すると、まず、鷹の道理について仏教用語を使いながら説き起こし、続いて初めて鷹を使い始めた人物として「摩伽陀國の威戒かうなる國の王」が挙げられる。さらには「治用元年十二月三日申の時」に「さうしやう国と云國王」が「雪山」の麓で鷹を遣い始めた逸話を載せる。すなわち、「大善道」という野で國王の愛鷹である「白府なる

大鷹」を「長瑞」という人物が携えて登場するものの、突然落鳥した。すると、「ある神国の夫人」という人物が鷹の病名を「万病治け」と診断する。それを聞いた国王は、その夫人に鷹の治療をするよう宣言をくだすと夫人は秘薬を処方し、鷹は回復する。国王はさらに重ねて宣言をくだし、夫人にその秘薬の調合法を尋ねたところ、夫人は回答する。その他、竜王が籬の前に来た鷹を遣ったのが鷹の始まりと述べ、それ以来千八百余年が経過したと伝えている。

以上のように、『和傳鷹経』「序」においては、「さうしやう国と云國王」の愛鷹の良相を伝える言説が『大塔物語』と類似している。具体的には六つのモチーフが類似しているが、その表現においてはやはり語句レベルで細かな異同がある。そして、その愛鷹の種類もまた『大塔物語』『鷹経弁疑論』と同じ「白府なる大鷹」とされている点に注意されよう。というのも、『鷹経弁疑論』ではそのような良相を備えている愛鷹の持ち主を「天然^{チク}江南國ノ王」、『和傳鷹経』では「さうしやう国と云國王」と伝え、それぞれ名前が異なっているものの「國王」というモチーフが共通している。特に『和傳鷹経』では、國王が薬の調合法を尋ねる場面において「宣言」に従わせた経緯が主張され、名鷹の持ち主である國王の「權威」が強調されている。このような鷹の薬飼説話に登場する名鷹は、権力者を象徴するモチーフと言えよう。

このことから、長秀が『鷹経弁疑論』や『和傳鷹経』と同様の良相を持つ名鷹を所有したとする『大塔物語』の叙述には、鷹の薬飼説話に登場する国王たちのような権力者特有の煌びやかなイメージを付与する意図のあったことが推測されよう。

次に、『和傳鷹経』において『大塔物語』と類似する鷹の良相の言説が見えるのは、「鷹相形事」(第九条)である。以下に『和傳鷹経』

の当該条の記事を挙げ、『大塔物語』と類似する文言を□で囲って対応するモチーフを前節の0, 1, 20, の番号で示す。

・鷹相形事

一・まつ、荒鷹ともを取てよき相をみへし。あしき相をつかふへからず。

一・8, 頭ハはんくとしてまかろうの鳥也めうりうハ岩に似たり。岩の

はかしら也。白毫の月明、いかに。三四の毛ハ、によく共われ、

いくわうハ大なる家のことし。3, 上にははんをいた、き、お

とかいはうすく共けつれ、4, 頸には持経をかけ。9, 後は山

川おちて難山のなかれにたり。肩はこふしを二ならへよ。11,

なうなみの毛は浪のた、よふかことし。12, てうせんハ鈴をわ

れ、15, らんしハ糸をみたせ、羽さきハ筆のさきのことし。脇

羽ハみしかくて、てうなんしやうハ、こふしをとをせ。又、とう

さうハなかれ、13, ほうしやうハたかにたぬきをとをせ。むね

の毛ハみしかくて、ひろかれ。ほろハこほれよ。16, 羽さきは、

らんすいの下におさめよ。19, も、ハなかくもなし、はさきハ

みしかくて、指はなかし。これをよき鷹とす。お、かた鷹二此相

有。

以上のように、『和傳鷹経』「鷹相形事」においては、『大塔物語』の言説と類似するモチーフが十か所も確認でき、相対的に一致度が高い。ただし、モチーフが類似していても語句レベルの表現についてはやはり相応に異同があり、両書において直接の典拠関係を見出すことはできない。

また、『和傳鷹経』では、この「鷹相形事」(第九条)に続いて「良鷹相事」(第十条)が掲載されている。当該条では鷹の良相に関する言説が六十一項目記載されているが、そのうちの六つの項目において『大塔物語』と類似する言説が見える。以下に『和傳鷹経』「良鷹相事」(第十条)に見える該当項目の本文を挙げ、『大塔物語』と対応するモチーフを前節の0、20、の番号を付して示す。

一 3、
・頭カシラハはんをいた、けといふ 三とみへよと云

あつくぬけいて、鳥のかいこのことしと云

首頭ハ白綿をかうふれるかことしと云なかくと云 (第一項目)

一 5、
・眼覆ハひさしをさせと云・目のまへハ三そまねたかくのき
ひろしと云

5、
いえもんひさしをさ、んと思ふと云 (第二項目)

一・まなこはうしろへよりて目のまへくほからんと思ふと云

目のまへにむかつてつかんとおもへと云2、
目の光明星に
にたりと云

まなこうこかすして人に對せりと云 (第三項目)

一 6、
・青はしは大ならんとおもへと云なか、らんと思ふと云 (第五項目)

一・にはの毛はな□んとおもふと云(10、
・くれは鳥の毛はあやを (第三十項目)

かさねとは肩の毛は能々細か成へし (第三十項目)

一・13、
・ほうしやうハたかたぬきをとをせと云・つめの事也 (第四十九項目)

いずれも語句レベルの表現において若干の異同があるものの、鷹の

良相を伝えるモチーフそのものは重なる部分が複数確認できる。この

ことから、『大塔物語』に見える鷹の良相の言説について、相対的に近似性が高いのは『和傳鷹経』であることが再確認できよう。ちなみに、こういった『大塔物語』に見える鷹の良相の文言は、近世以降に成立・流布したさまざまな鷹書に散見する³³⁾。後世において鷹書という媒体が拡散した言説として相応に知られたものであろう。

また、こういった鷹の良相の文言を含む鷹の薬餌説話もまた、中近世に成立した鷹書において多数の類話が確認される。先述した佐倉氏の言う『古今要覧稿第六』「人事部放鷹一」に見える類似の記述も、そういった鷹書からの本文を引用したものである。さらには、鷹書のみならず、中世末期〜近世前期に成立したとされる仮名草子の『女郎花物語』にも同話の筋立てを翻案した類話が記載されている³⁴⁾。

以上のように、『大塔物語』に見える鷹の良相の言説は、中近世に成立・流布した鷹書を軸として展開したものであった。その最も古い事例として『鷹経弁疑論』と『和傳鷹経』が挙げられよう。それらは室町後期の京洛と関わる人物(持明院基春、諏訪貞通)ゆかりの鷹書という特徴を持つ。

本稿では、嘉永四年版本『大塔物語』の本文には、こういった『鷹経弁疑論』と『和傳鷹経』のような同時代の鷹書によって流布した言説の影響を受けていることを推測する。すなわち、嘉永四年版本『大塔物語』の本文を成立させていると佐倉氏が指摘する「室町期の文化、学問」の一端に、このような室町後期の京洛所縁の鷹書³⁵⁾が含まれることを補足するものである。

おわりに

以上において、嘉永四年版本『大塔物語』に見える小笠原長秀の鷹

の良相を述べた本文に注目し、その言説をめぐる書物文化について検討してきた。嘉永四年版本『大塔物語』に見える鷹の良相の言説は、いわゆる古典文学の作品において類似表現が見出せるものではなく、鷹書と称する鷹狩りの「伝書」に見える本文に近いものであった。そこで、本稿では、鷹書に見える類似表現を取り上げて分析し、嘉永四年版本『大塔物語』の本文が、そういったテキスト類と関連している可能性について検討した。

まず注目したのは、日本最古の鷹書とされる『新修鷹経』である。同書は平安時代にはその存在が確認できるが、嘉永四年版本『大塔物語』の本文と近似する叙述はほとんどない。次いで、その『新修鷹経』の系譜を引く『鷹経弁疑論』記載の鷹の良相の言説を取り上げた。同書は室町後期の成立とされる鷹書であるが、嘉永四年版本『大塔物語』の本文と近似する叙述が相応に記載されていることが判明した。さらに続けて『鷹経弁疑論』と同時代の鷹書である『和傳鷹経』についても取り上げ、同書に見える鷹の良相の本文と嘉永四年版本『大塔物語』のそれとを比較したところ、両書は極めて近い様相を呈することが確認できた。ただし、『鷹経弁疑論』にしろ『和傳鷹経』にしろ、嘉永四年版本『大塔物語』と直接的な典拠関係があるとまでは言えない。

しかしながら、こういった『鷹経弁疑論』『和傳鷹経』が共有する文化位相は、佐倉氏の指摘する「地方色を持たない地方の軍記」という『大塔物語』の特徴と重なることを予想する。先述したように佐倉氏は、『大塔物語』に地方色がない理由について、同書が真名表現であることに注目し、「真名をめぐる高度な文化環境と学問環境」によって創出された作品である所以と説明する。佐倉氏の説に従うならば、『鷹経弁疑論』も『和傳鷹経』も真名表記のテキストであること

は、両書と『大塔物語』の親和性の高さを示す証左のひとつとして重要であろう。すなわち、直接の典拠関係はなくても、嘉永四年版本『大塔物語』の本文を作成する際に、同書と親和性の高いこれらの鷹書の言説が間接的に影響を与えた可能性は否定できないものである。以上のことから、本稿では、『大塔物語』が創出された「文化環境、学問環境」の一隅に『鷹経弁疑論』や『和傳鷹経』のような室町後期の京洛で流布した鷹書が介在していることを想定するものである。

【注】

- (1) 請求記号016、215、10。
- (2) 佐倉由泰『大塔物語』をめぐる知の系脈 10頁（日本学術振興会二〇〇九（二〇一〇）二年度科学研究費補助金基盤研究（C）「古代から中世に至る真名表記テキストに関する表現と知の系脈についての研究」、研究代表者佐倉由泰、研究課題番号二一五二〇一七六報告書、二〇一三年）。
- (3) 注(2)に同じ。
- (4) 『信濃史料第六卷』（信濃史料刊行会、一九五五年）、『信濃史料第七卷』（信濃史料刊行会、一九五六年）、『長野県史通史編第3巻 中世2』（長野県編、社団法人長野県史刊行会、一九八七年）など。
- (5) 注(2)の報告書および佐倉由泰『軍記物語の機構』第十六章「『大塔物語』の記述を支えるもの」（汲古書院、二〇一一年、初出は『大塔物語』試論、「中世文学」第五十二号、二〇〇七年）。
- (6) 注(5)の佐倉著書に同じ。
- (7) 注(5)の佐倉著書に同じ。
- (8) 注(2)の報告書72頁。
- (9) 注(2)の報告書71頁～91頁。
- (10) 注(2)の報告書87頁。
- (11) 宮内省式部職編『放鷹』675頁・700頁（吉川弘文館、一九三一年初版、二〇一〇年復刻）。
- (12) 注(11)の『放鷹』637頁。
- (13) 注(11)の『放鷹』682頁によると咽の毛もしくは胸の毛とも。
- (14) 刊本『群書類従三百五十六』所収『嵯峨野物語』、国立公文書館内閣文庫所蔵、請求番号二一四一〇〇三八。

- (15) 弘化四年(一八四七)〜文久元年(一八六一)刊、大和文華館原所蔵、鈴鹿文庫1-1-631、632、国文学資料館画像提供による。
- (16) 国立国会図書館デジタルコレクション、infondl.jp/2540620、天保六年(一八三五)書写、請求記号025.22-N685-H、書誌ID000003283504。
- (17) 和田英松『皇室御撰之研究』(明治書院、一九三三年)、三保忠夫『鷹書の研究―宮内庁書陵部蔵本を中心に(上册)』(第二部第一章第一節「嵯峨天皇」96頁(和泉書院、二〇一六年)等)。
- (18) 注(17)の三保著書、秋吉正博『日本古代養鷹の研究』第三章「養鷹の統合と天皇」(思文閣出版、二〇〇四年)、秋吉正博『新修鷹経』の構成―「鷹賦」との関係―(「八洲学園大学紀要」創刊号、二〇〇五年)等。
- (19) 注(18)の秋吉論文。
- (20) 請求番号二一四一〇〇三八。
- (21) 刊本『統群書類従三百五十六』所収『蒙求臂鷹往來』、国立公文書館内閣文庫所蔵、請求番号二一六一〇〇〇一。
- (22) このように国立公文書館内閣文庫所蔵『鷹之書』の序文において『鷹経弁疑論』の作者が「松田頼房」に比定されている記載が見えることについては、すでに山本一「国立公文書館内閣文庫蔵『宗養奥書本鷹書』(仮称)をめぐって―戦国末期但馬と鷹書―」(「金沢大学人間社会学域学校教育学類紀要」第七号、二〇一五年)、同「鷹書と鷹歌」(「中世文学」第六十号、二〇一五年)、同「鷹書に現れる人々」(「徳丸」宗養奥書本鷹書)の固有名称「(金沢大学人間社会学域学校教育学類紀要」第八号、二〇一六年)および注(17)の三保著書第二部第一章第八節「持明院基春、基規」468頁〜469頁において指摘されている。
- (23) 注(22)の三保著書による。
- (24) 注(22)の山本論文「国立公文書館内閣文庫蔵『宗養奥書本鷹書』(仮称)をめぐって―戦国末期但馬と鷹書―」による。
- (25) 宮内庁書陵部所蔵『蒙求臂鷹往來』(函号二〇六一七六五)。
- (26) 『統群書類題第二』28頁(統群書類従完成会編、一九六一年初版)や注(22)の山本論文や三保著書第二章第六節「松田宗岑」等においても言及されているが確証的な結論は出していない。
- (27) 同書の書誌については、二本松泰子「近世期における諸藩の放鷹文化―尾張藩の鷹匠・林氏と当家伝来の鷹書の紹介―」(「グローバルマネジメント」

- 第四号、二〇二一年)を参照されたい。
- (28) 未詳。『魏書』の撰者の「魏収」ならば「北齊」の時代なので齟齬がある。
- (29) 益田宗解説『後法興院記二』(「陽明叢書 記録文書篇」第八輯、思文閣出版、一九九〇年)。
- (30) 刊本『群書類従二百三十三』所収『常徳院殿御集』、国立公文書館内閣文庫所蔵、請求番号二一四一〇〇三八。
- (31) 『実隆公記二上』(高橋隆三校訂、統群書類従刊行会、一九五八年)。
- (32) 二本松泰子『鷹書と鷹術流派の系譜』第一編第一章「信仰由来の流派の成立―京都諏訪氏の鷹書―」(三弥井書店、二〇一八年)参照。
- (33) たとえば、本奥書に寛文九年(一六六九)の年紀と山本近重(徳川将軍家に仕えた鷹師)の名前が見える国立公文書館内閣文庫所蔵『鷹啓蒙集』第三冊「鷹見分」(函号一五四一三二〇)や、諏訪藩所縁の家に伝来したとされる『鷹書(大)』(鷹の相形之事」(中部大学学術叢書『鷹の書』諏訪藩に残る『鷹書(大)』の翻刻と注解』260頁〜268頁、鷹書研究会、文化出版株式会社、二〇〇八年)などに類似表現が確認できる。内閣文庫所蔵『鷹啓蒙集』は、書写奥書に宝暦二年(一七五二)の年紀と原田督利の名前が見えるが、『鷹書(大)』の素性は未詳である。しなしながら、同書の分冊の一つの奥書に一橋家に仕えた御鷹匠から借用して書写した由が見える。原田督利は吉田流の鷹匠で一橋家に鷹術指南した人物であることから、両書の共通する位相を踏まえると吉田流の鷹書を介して拡散した可能性が考えられよう。
- (34) 大坪舞「鷹書における恋と女の秘伝―『女郎花物語』を端緒として―」(アジア遊学155『もう一つの古典知―前近代日本の知の可能性―』、前田雅之編、勉誠出版、二〇二二年)参照。

【付記】

本稿をなすにあたり、貴重な文献の閲覧・引用を許可してくださった諸機関に感謝申し上げます。なお、本研究はJSPS科研費JP 22K00323の助成を受けたものである。

(長野県立大学グローバルマネジメント学部教授)

